議案第14号

佐野市固定資産評価審査委員会条例の改正について

佐野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 佐野市固定資産評価審査委員会条例(平成17年佐野市条例第26号)の 一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した 行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に、 「前項の規定に従って弁明書が提出された」を「正副2通の弁明書の提出が あった」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、 所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第14号参考資料

佐野市固定資産評価審査委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改正案
(書面審理)	(書面審理)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律	2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成
<u>(平成14年法律第151号)第3条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織	14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用
を使用して弁明がされた場合には、 <u>前項の規定に従って弁明書が提出された</u> ものとみな	して弁明がされた場合には、正副2通の弁明書の提出があったものとみなす。
す。	
3~5 (略)	3~5 (略)